



重修真書太閤記

十一編



柳菴栗原氏校訂

重修

真書

# 太閤記十一編

東都書肆

知新堂發兌

消印

福永

重修真書太閤記十一編目錄

卷之一

聚樂亭御游の事

并關白殿御歌の事

卷之二

小田原北條家系譜の事

并早雲野廻りの事

卷之三

北条早雲入道廿一箇條の事

并軍法知行割の事

へ18 體  
門 5  
號 459  
卷 101

同政  
會印

關東公方家由來の事

并北條家武備の事

卷之四

八丈嶋由來の事

并村田久兵衛物語の事

卷之五

北條家行儀の事

并福嶋伊賀守の事

卷之六

北條家臣智者仁者勇者の事

并寡婦鰥男公事の事

卷之七

北條氏政諸將の噂物語の事

并七人衆評論の事

卷之八

秀吉公北條氏政と通信の事

并氏政の使者上坂の事

真田與三郎幸村名胡桃を申請の事

并松田尾張守猪股を謀るの事

卷之九

猪股能登守名來美を取の事

并沼田地侍の事

關白殿下よ北條氏政父子へ御書の事

并北條家評定の事

卷之十

北條家籠城手配の事

并駿河御進發の事

北陸道諸將進發の事

并上杉真田口論の事

卷之十一

羽柴筑前守利家愛の事

并松枝勢坂本合戦の事  
付放れ牛の事  
羽柴筑前守利家使者を松枝子遣ふ事

并大導寺新四郎夜討の事

卷之十二

厩橋寄手難戦の事

并文福茶釜の事

厩橋城主降参の事

并夏目舍人助の事

卷之十三

夏目舍人助高名の事

并湯浅七右衛門奪ひ首の事

關白秀吉公相列御進發の事  
并伊奈熊藏智謀の事

卷之十四

辺衛殿歌修行の事

并久下岩松生立の事

久下岩松謀を關白殿下小獻をる事

并南部領内騷動の事

卷之十五

南部勢津輕へ發向の事

并久下岩松南部勢を討事

關白山中の城責御下知の事

并渡邊勘兵衛働きの事

卷之十六

山中合戦敗軍の事

并井伊直政先陣の争ひの事

渡邊勘兵衛勇戦の事

并山中本丸合戦の事

卷之十七

山中落城の事

并葦山城寄手難戦の事

北國勢平豊後守の城を攻る事

并平豊後守戦死の事

卷之十八

佐野口合戦の事

并松田尾張入道逆心の事

小田原城攻清水太郎左衛門尉勇戦の事

并松田尾張入道内通の事

卷之十九

石垣山一夜城の事

并北國勢松枝城攻の事

大導寺父子忠死の事

并大導寺系圖の事

卷之二十

北條安房守氏郡降参の事

并八王寺守将寄手を屬よまを事

藤田能登守夏目舍人助子鐘を與人る事

并加列勢八王寺三之丸を乗取事

卷之廿一

北國勢八王寺二之丸を責る事

并長九郎左衛門父子勇戦の事

中山勘解由家範勇戦の事

并横地監物の事

卷之廿二

夏目舍人助再度高名の事

并狩野中山武勇の事

野刈佐野城落る事

并武列岩槻城責の事

卷之廿三

岩槻本丸合戦の事

并本多平八郎忠政武勇の事

木村常陸介智計の事

并岩槻落城の事

卷之廿四

太田美濃守入道三樂齋の事

并奥列輝宗の事

大崎義隆の事

并伊達正宗小田原參陣の事

卷之廿五

酒井宮内少輔下總臼井城攻の事

并忍の城攻の事

忍城水攻の事

并關白殿下智謀の事

卷之廿六

成田下總守野心の事

并山中山城守の事

松田尾張入道左馬助ニ謀らんとす事

并左馬助忠節の事

卷之廿七

松田左馬助の事

并左馬助遺書の事

松田尾張入道計略相遺の事

并松田家人忠義の事

卷之廿八

忍の城再度合戦の事

并寄手敗北の事

真田與三郎智謀の事

并忍城開き渡を事

卷之廿九

武列河越城の事

并山前四郎左衛門武勇の事

卷之三十

河越落城の事

并山前四郎左衛門の事

浅草観音の事

并上杉勢小田原發向の事



重修真書太閤記十一編目錄終

重修真書太閤記十一編卷之一

聚樂第御遊乃事

并關白殿御歌の事

行幸をてみおぼして御配膳の式御前（きんぎょまへ）に正親町三條  
 宰相中将公仲卿（さむらいちゅうしょうこうちゅうけい）あり六宮の御方々（むつのみまがた）勸修寺右少辨（くせんじゆうしうべん）  
 光豊（みつとよ）法（は）かふまのら（ら）は關白殿下及ひ竹園（たけのぞん）攝家清華（せつかいせいげ）  
 の配膳（はいぜん）に西洞院左兵衛（さいどういんさへいゑ）佐時（さとき）豊朝臣（とよあそみん）五條大内記（ごじょうだいないき）為（な）  
 良朝臣（らあそみん）四辻（よつ辻）左近中将（さこんちゅうしょう）季滿朝臣（きまんあそみん）飛鳥井（あせのい）左近中将（さこんちゅうしょう）雅（みやび）  
 繼朝臣（つぎあそみん）六條（むつじょう）左近中将（さこんちゅうしょう）有親朝臣（あうちんあそみん）橋本（はしもと）左近中将（さこんちゅうしょう）實勝（じつかつ）  
 朝臣（あそみん）五辻（いつし）左馬頭（さばとう）元仲朝臣（もとちゅうあそみん）此六人（このむねむね）して法（は）とめら（ら）

月卿の御前水無瀬左少将氏成土御門久脩四條  
少将隆憲畠小路右衛門佐秀直なり三獻へ天盃天  
酌みて亭主ふ賜とれハ五獻及く益香合を獻ら  
れ七獻も御劍儀奉らせしとみ長き日暮  
及ひ月を音羽の峯みさしの母る是子至り夜遊  
の管絃を催さゆまの平調音取やうく五常樂の急  
をとりて野曲徳是北辰椿葉陰二改尊尚南面松花  
色十回と持明院中納言基孝卿發敵をう四辻大納  
言公遠卿これを助音せらば箏ハ御所作あり  
御仇音よにもけ高くうやとれたり一條殿四辻  
大納言庭田中納言四辻中将飛鳥井中将あれを仕

ふまのらとたり琵琶を伏見宮菊亭右大臣同三位  
中将なり笙ハ大炊御門大納言伯三位五辻左馬頭  
筆策へ庭田侍従六條中将葉室辨と聞ゆ終ハ太食  
調子改められて太平樂の序を略され破急といふ  
なり兎筋を教ふと夜も漸更しやは主上夜御殿  
小入をたまふほど子殿下をうめ何れも退出以  
てば方々出仕し朝政行をれけるうち禁中正統の  
ため浴中の地子むく末代ふくふ迫相違ぬく  
納め奉るは撥術出さし其外院宮門跡諸公家の料  
を定めらぬ  
一京中銀地子五千五百三十兩餘可為禁中御所

料之事

一米地子八百石之内 三百石 院御所料  
五百石 六官并官々料

一於江州高嶋郡八千石諸門跡諸公家衆へ進之  
右如件若御奉公懈怠之輩於有之者為戲慮御計  
被成候様可被仰上者也

天正十六年卯月十五日

秀吉

菊亭殿

勸修寺殿

中山殿

菊亭殿ハ右大臣ナリ勸修寺中山ハ大納言カスレ

以て上所とかく玉ふんかやうのこも暇りて關  
白殿下申刻とかりみ出仕あり又獻物の張即之の書  
たふ千字文金の菊乃打枝み付らむとまき瑩玉欄の  
繪三幅對されハ橋の打枝み付らむとく沉香の重  
さ百斤かふて方五尺乃臺よのせ紅糸の網をかけ  
六人してこむと昇たり主上戲感あせから以御覽  
終りて取収められ後伏見殿九條殿一條殿二條  
殿近衛殿菊亭殿徳大寺前内大臣へ  
繪二幅 虎皮一枚 盆堆紅 小袖三重  
太刀一腰  
五種いゝ外み領知の折紙を添ら終たり此外衛府

所司へハ小袖二重太刀一腰領知の折紙をそへる  
 傳奏へわさしとたり月料一石年分十二石外三  
 十六日雨ふりてめの閑なつけと和歌の御會  
 あり寄松祝との小題を賜ふ飛鳥井前大納言の  
 奉りし御製御懷紙端作詠寄松祝和歌と二行  
 入遊とけし

わさしけふまじりひあまや松枝の代々の契をかけし  
 とをけしと三行三字例の如き關白殿下の懷紙  
 端作ハ夏日侍 行幸聚樂亭同詠寄松祝和歌關白  
 太政大臣從一位臣豊臣朝臣秀吉と三行も注しそ  
 の次

萬代の君りゆきみおれかきん緑木高軒の玉松  
 と云々九十九三みあるさあくと常の如く古佐丸  
 御方をよび准三宮の御製と同一端作みて御名を  
 注さかその不の關白と同一御製の讀師ハ關白  
 殿下講師ハ勸修寺大納言發聲ハ飛鳥井前大納言  
 ありけの外ハ讀師右大臣講師慶親朝臣發聲飛鳥  
 井前大納言ありとぞ御製の臺を別みけげその  
 外納言以上參議以下と別らば人數百も餘りか  
 ハ披講も及くハ尾列内府駿河大和兩大納言近江  
 の中納言備前の宰相いけしも清花の上も著て御  
 相伴をたふされたまふ今日も七獻も及び黄金百

拔金襴廿卷麝香の臍廿箇御衣百金建蓋臺白銀の臺み居  
 二箇絹百匹御馬十疋を獻らば十七日伶人の舞樂  
 あり左右の樂屋五間は窠の紋の幕をくり大太鼓  
 羯鼓鉦鼓ふといつめの如しやて平調音取調子  
 品玄亂聲の後振舞あり直は左方萬歲樂を舞ひ右  
 方延喜樂を奏せ左方沙陀調子を吹立陵王を舞ひ  
 右方納蘇利を奏せ左方盤涉調子音取て採桑老を  
 舞ふ天王寺方樂人形り主上より白子御衣を下す  
 る面弁小鳩の杖海士の焼さといふ笛の御物か  
 らとも貸賜り舞畢て返上は右方古鳥蘇を舞ふ  
 左方乞食調子音取て還城樂を奏せ右方の拔頭を

かくて長慶子を奏し終りて伶人退出はそのうち  
 御座を改めらば御土器を奉らば士獻の後北政所  
 より金吾侍従を使ふ

- 御衣廿重 黄金五十兩 沙金袋二入
- 香爐一箇 盆香合 堆紅
- 麝香廿 高檀紙十帖

大政所より

- 御衣十重 黄金十兩 沙金袋二入
  - 香爐一箇 盆香合 堆紅
  - 麝香十 高檀紙十帖
- 獻上ありけふ不どみ入相近くかり郭公の音のむ

けるも時よかふ心地せらるけふも院御所より  
御製を御短藉又遊く侍色て下したまふ  
萬代又八百萬世を重ねても猶限らざる時このこそ  
殿下秀吉公やうけあさふかゝあまぬひかゝら  
御返し

言の葉の濱の真砂の盡るとも限りありか君よよとひと  
とありかハ主上の御製を下されその外當座の  
御催ありて十八日又還幸の御行列行幸とおか  
伶人還城樂を奏を只御先み金銀の金物打たる蔭  
繪の長續は紫の精好は菊の紋縫たる覆して五十  
枝前駆の前よかやひけちるぞ行幸の時へ見せ

しめのと京童の口をさそけり十九日廿日の大  
雨ありけしは殿下秀吉公

今度奉成行幸義辱次第強及言上事還似  
乎憚多矣其上無恙奉遂於還幸之供奉事  
甚以致恐悦呈微志畢猶不遑伸之仍捧於  
蜂腰三首雖有一紙之義其恐仙洞亦合乎  
御氣色候様宜預御披露者也恐々謹言

四月廿日

秀吉

菊亭殿  
勸修寺殿  
中山殿

時を悉く玉の光の顯として御幸そ今日の諸人の袖  
空よても君の行幸をかけし思ひ雨ふりて庭の面の  
御幸かと思ひての餘りあまの歸を惜み雲の上人  
敵覽あきらみのち御製衣を下りたまは

玉を猶なほまははけて世は廣く仰ぐ光を後と言の葉  
かきこり降ぬる雨も心あまや晴くはらぬる雲の上人  
あませし心をとむる宿りさへ猶かへる惜まはる

院御製

うひゆり道も正しき折みあひて玉の光の世も曇かき  
殿下の御詠といひ御製衣乃まこととほことよ正雅の  
音とらわひ奉られたる廿一日よむ攝家門跡あつち雲

客聚樂きやくくわくも參向まゐりむかひし行幸を賀してまはゆる領知  
以下まへての御禮を申されたりなり

重修真書太閤記十一編卷之一終

重修真書太閤記十一編卷之二

小田原北條家系譜乃事

并早雲野廻の事

爰あ北ほく條ぢょう氏し政せいハ關せき東とう八はち列りつの内うち相あ模も小せう田でん原げんを本ほん城じやう  
 とかして玉たま繩なづな津つ久く井い武ぶ列りつ小せう江かう戸こ八はち王おう寺てら松しょう山さん川がわ越え  
 岩いわ槻つき忍しの騎き西せい牧まき西せい鉢はち形かたち上うへ野の小せう松しょう枝えだ安やす中ちゆう箕み輪りん鹿か橋はし沼ぬま  
 田でん吳ご挑てう石せき倉くら藤ふじ岡おか小せう幡ばん新しん田でん大だい胡こ善ぜん山さん上うへ桐とう生せい館くわん林りん友ゆう  
 町まち下げ野の小せう佐さ野の足あし利り皆みな川がわ小せう山さん宇う都と宮みや那な瀬せの七しち城じやう安やす  
 房ぼう小せう館くわん山さん勝しょう山さん上うへ總そう小せう大だい瀧たき勝しょう浦うら一いつ宮みや長ちやう南なん來らい里り佐さ貫くわん  
 土つち氣け東とう金きん成せい東とう下げ總そう小せう葉え佐さ倉くら馬ま加か小せう金きん關かん宿しゆく結けつ城じやう



古河をくくめ百有餘の城主を旗下ふかす勢東海  
を淺く笑ひ氣の富士山を覆ふも低きを嫌ふ然の  
關白從一位太政大臣秀吉公武威上方振へとも  
これを懼るも足いと褊く畿内中國四國むく  
靡く從人を勇烈なるを控ふと議るけだし時運の然  
らむる所とも云もれし折亦井中の蛙大海を知  
るといふ譬言よひと

小田原城の相模國足柄下郡なりとくくめ儀同  
三司伊周公三代甲斐國司維康十代大森信濃守  
藤原頼明の築く所なりてその子頼春氏頼まで  
三代の居城なり氏頼入道して寄栖菴明昇とい

小明應三年八月廿六日没したる後早雲此城み  
入しなり早雲入城明應三年十二月といひます  
る明應四年九月なりとも云

玉繩を同國鎌倉郡みあり氏政の弟北條左衛門  
大夫氏規の居城なり

筑井の同國筑井縣みあり

龜山を北條早雲長亨二年駿河國興國寺の城ま  
り移りし所なり伊豆國田方郡みあり蛭嶋口の  
門の松並へ出るをりし和田嶋口を其の外なり  
西の門を十八町口といふ是より北條へ十八町  
ある故なり西北を一色口といふ東北を小田原

口といふ

濱村の同國那賀郡なり須田對馬守同圖書助の  
居城なり

本郷鶴嶋城の同國なり清水太郎左衛門尉安秀

上野介康英太郎左衛門尉正次と住せしなり町

城の清水太郎  
左衛門とも云

山中城の伊豆國賀茂郡なり松田右兵衛大夫康

長の城ふして加勢の北條左衛門大夫氏規氏勝一本

問宮豊前守好孝朝倉能登守なり康長の筑

前守康定の子なり康定の父を左衛門尉頼秀と  
いひ頼秀乃父を左京進頼成といふ波多野義滿

の孫松田小太郎有經十一世の後なり康長天文

十八年三月廿九日戦死を山中宗閑寺に墓あり

山中院松屋玄竹といふ

江戸城の遠山紀伊守景信濃外より下向し北條

早雲江戸の城代といふその子丹波守直景のち氏

綱の一字成受て綱景と云し永禄七年正月下

總國國府臺にて戦死すその子紀伊守直宗左衛

門尉景久甲斐守政景奥山三四郎景政として四人

あり景久の父と共に國府臺に戦死す直宗の天

正十八年小田原に籠る因て政景當城守なり

小机ハ武藏國橋樹郡小机也舊扇谷上杉の支城  
なり大永四年氏綱の有とあり笠原越前守を以  
て城代とふ其子能登守まが爰に住まその後  
氏政の弟北條新三郎氏堯の居城とふ氏堯駿  
列蒲原小移マのち小机ハ子息内記氏時住  
ましぬ

八王寺城ハ舊瀧山よありて瀧ハ落るといふ  
とくまれを忌ひ八王寺よ移る武列多磨郡なり  
北條陸奥守氏輝の城なり氏輝ハ氏政の弟あり  
て瀧山の城主大石源左衛門尉定久の養子とふ  
又其家を継ぎなり初ハ由井源三郎といふ天正

十八年小田原よ籠り氏政と共に自殺し八王寺  
ふハ中山勘解由狩野一菴横地監物を置しぬり  
松山城ハ武藏國横見郡あり城主上田上野介ハ  
小田原よ籠る城ハ難波田因幡守憲次木呂子丹  
波守金子紀伊守山田伊賀守若林和泉守ありて  
守り居たり上杉景勝前田利家両将子降  
り城陥る  
川越城ハ扇谷上杉の城ありて太田道灌の築く  
所武列入間郡なり天文七年七月十五日乃夜北  
條氏康のため上杉朝定敗走し城遂に攻拔る  
福嶋辨千代十八歳軍功ありふより城代とあり

たるなり

岩槻城ハ同國足立郡あだち郡あだち郡あだち太田道灌みちかんの居處きよ小  
て天正十八年てんせい氏政うぢまさの男太田十郎うぢふさ氏房うぢふさの居城きよ氏  
房うぢふさハ太田三樂さんらく次男あひなん大膳だいぜん亮のり資房すけふさの壻むこ養子やうしなり  
忍城しのハ同國さつま崎王郡さき郡さき郡さき城主ちゆうじゆう成田なりた下總守しもとのしゆう小田原  
小籠こかごる

騎西きさいハ同國さつま同郡どうぐん小田原おだわら成田なりたの支城しじゆうなり小田原  
より交代こうたいしつゝあまは成守なりたのしゆうる

牧西まきさいハ同國さつま榛澤郡しんざく郡しんざく郡しんざく深谷ふかや鉢形はちがたの支城しじゆうなり  
深谷ふかや城じゆうハ上杉うさぎ三郎さんらう房憲ふさのりの城じゆうなりて其子そのこ憲清のりひら其  
孫そのま憲賢のりけん其その曾孫そのま憲盛のりもりと相續あひつぎしつゝあまは居すまなり

憲盛のりもりの代しろみりつゝ北條きたじゆうと和睦わくぼくし氏政うぢまさの女むすめを憲  
盛のりもりの嫡子あひく三郎さんらう氏憲うぢのりに嫁よめて天正十八年てんせい氏憲うぢのりハ小  
田原おだわら小籠こかごる

鉢形はちがた城じゆうハ同國さつま児玉郡こたま郡こたま郡こたま城主ちゆうじゆう北條安房きたじゆうあんぼう守氏しゆうぢ郡  
ハ氏政うぢまさの弟あにをいめ虎壽丸とらじゆうまるといふ秩父ちちぶの養子やうしと  
しつゝ秩父ちちぶ新太郎しんたろうと云いしつゝ後のちに北條きたじゆうと改あらためり  
世田谷せだや城じゆうハ武列ぶれつ荏原郡じんげん郡じんげん郡じんげん蔣田しやうでん殿のとも吉良きちら殿の  
とも云い氏政うぢまさ妹あね婿むこなり從よ三位さんみ左兵衛さへい佐さ賴より康やす卿けいそ  
れ子こ從よ四位しゆい下げ左兵衛さへい佐さ氏うぢ朝あさより世田谷せだやに住すませ  
たまふ  
松枝城まつえだじゆうハ上野かうの國くに碓氷うすい郡ぐん小田原おだわら信濃しんのう口くちの押おしみり

大導寺駿河守政警の守る処なり  
 安中城ハ松枝より一里卅町東ニあり同國同郡  
 小田原より安中左近大夫の居處あり安中左近大夫  
 ハ小田原ニ籠る  
 箕輪城ハ同國同郡なり小田原より内藤大和守  
 をして守らばふ所あり天正十八年内藤大和守  
 ハ小田原ニ籠る  
 厩橋城ハ同國同郡小田原より利根川の東あり小田原  
 より城代を置く  
 倉ヶ野城ハ同國同郡小田原より小田原より城代金  
 井淡路守をたかく天正十八年小田原ニ籠りて城

廢

治田城ハ同國利根郡ニあり猪股能登守より成る  
 ありハ能登守ハ鉢形へ來りて北條安房守を  
 援く  
 吳挑城ハ同國同郡治田の支城なり  
 石倉城ハ同國甘樂郡ニあり石倉某の城なり  
 西牧城ハ同國同郡信濃佐久郡への通路あり多  
 目周防守大谷帯刀左衛門尉より守る處なり天正  
 十八年五月下旬落城を  
 藤岡城ハ同國緑野郡ニあり小田原より城代持  
 の城なり

小幡城こはたじの同國甘樂郡かんらくにあり同おなく城代持の城じなり  
 新田金山城しんたにかみやまの同國新田郡しんたにあり由良信濃守ゆらのぶのぶの  
 由良ゆらのお小田原おだわらに籠こもる然しかるも由良ゆらの母はは妙印みょういん尼公にこう  
 北國きたくに勢せいに會あひて軍功ぐんこうを立たちて困こて牛久うすく五千石ごせんごせき  
 と得替とくかあり  
 館林城たんでんの同國邑樂郡むらさきにあり長尾但馬守ながおのたじま顯長あきながの  
 居處いよなり天正十八年てんていじゅうはちねん顯長あきなが小田原おだわらにありよりて  
 城潰じやうつぶ也  
 大胡城おほこの同國勢多郡せいたにあり新田しんたの支城しじやうなり  
 山上城やまのうえの同國同郡どうくんとくにあり小田原おだわら比山ひやま上郷かみごう右衛門ゑもん

門かどに居處いよあり  
 善ぜんの同國同郡どうくんとく小田原おだわら番手持ばんての城じやうなり  
 桐生きりうの同國同郡どうくんとくにあり由良家ゆらけ乃の支城しじやうなり  
 反町せんまちの同國新田郡しんたにあり金山かみやまの支城しじやうなり  
 佐野城さのの同國足利郡あしかがにあり佐野氏さのうぢ代々だいだいの居いよ  
 城じやう今の佐野修理亮さのしゆりりやう信吉のぶきちの氏政うぢまさの妹婿いもうめむこなり  
 足利あしかがの同國足利郡あしかがにあり館林たんでん長尾ながおの支城しじやうなり  
 皆川みながわの同國都賀郡つがにあり皆川山城みながわやまじやう守の城じやうなり  
 小山こみやまの同國寒川郡さむがわにあり小山朝政こみやまあさまさ以來いらい代々の  
 居城いよなり  
 宇都宮うつのみやの同國河内郡かんなにあり宇都宮氏うつのみやうぢの居城いよなり

那須ハ同國那須郡ニあり那須千本伊王野蘆野  
 福原大關大田原等の諸流あり  
 房州ハ里見刑部少輔義實以來代々其邑を領し  
 館山稻村官本鬼本等の城あり義實八代義頼天  
 正五年北條氏政の妹婿とかりより親戚の國  
 たり房州上總下總半國三浦四十郷を領せと云  
 上總ハ四十八城といハ内廿六城ハ里見方なり  
 其一二をいらく夷藩郡大田喜根小屋正木大膳  
 亮の城かり武射郡土氣酒井左衛門佐の城なり  
 山邊郡東金ハ山口主膳の城かり天羽郡峯上ハ  
 真里谷道環夷藩郡萬喜ハ土岐彈正少弼同郡鶴

城ハ鶴見彈正同郡龜城ハ佐々駿河守同勝浦ハ  
 正木左近大夫長柄郡一宮ハ正木大炊助夷藩郡  
 矢嶽ハ麻生主水佐武射郡成東ハ羽賀伊豫守望  
 陀郡來里ハ里見越前守天羽郡佐貫ハ朝倉能登  
 守長柄郡帆丘ハ黒熊大膳と拔筆ニ違あらハ  
 下總ハ佐倉の千葉の領國なり常胤十八代下總  
 介親胤の室ハ氏政の妹なりまハ千葉七郎直重  
 と云ハ氏政乃子なり因テ滑川助崎寺臺馬加白  
 井圓城寺船橋飯高小見川成田宮戸佐原高岡小  
 引とへハ五十八城八十八館九十三砦とハ北條  
 家の所管と知へ

大階記十一卷二

氏政今年五十二歳なり天文八年己亥の歳に生る  
三歳ふして祖父氏綱を喪し永禄三年六月廿二歳  
ふして父氏康の譲を受元龜元年十月廿二歳の時  
父を喪したり然ハ氏政一人の進退ハ武田・千葉里  
見と和し關宿を平けし之其餘ハ氏康の業を守  
りしなり氏康ハ永正十二年乙亥に生む五歳の時  
祖父早雲入道を喪し天文十年七月廿七歳ふして  
父氏綱の家督を継ぎより上列平井・浅襲入る上杉  
憲政を走らせ今川を敗りて駿河の地を略し勢ハ  
豆駿相武野に及びし父氏綱に倍せり就中天文  
十九年より永樂錢の通用をめぐめて今日に至る

氏康の功といふべし

寛永通寶ハ寛永十三年に始り其時金一兩に  
銅錢四貫文と定められ金一兩四匁の定入りて  
銅四貫目と交易を金一匁銅一貫目の法なり  
これより前慶長十三年の觸り金一兩に銀四貫  
文永樂一貫文とあるハ永樂一文ハ寛永錢四文  
に當ふと知べし  
氏綱ハ長亨元年丁未の歳駿河國興國寺の城に生  
る父早雲いさむ二百騎の侍大将たり時あり二  
歳の春父早雲新九郎氏長といひしを伊豆國堀越  
御所政智の沙汰たりて蘆山の北條某の遺蹟と云



しむひけかみより興國寺茂出て伊豆國に移り  
永正十六年八月廿三歳の時父早雲を喪じたれハ  
大永二年武列須賀の合戦同四年武列小松品川高  
輪の軍同五年九月江戸神田の神事能をとりぬ豆  
相を領し武列を大形に治めしぬ氏綱の功あり氏  
綱の父伊勢新九郎氏長入道早雲康正二年廿五歳  
の時荒木兵庫頭多米權兵衛山中才次郎荒川又四  
郎大導寺在竹まど共駿河國に來り叔母塔か  
まける今川氏親を頼りしは氏親豆駿の棟ある  
興國寺に居らしめ侍二百さかり興力として附  
り然るに長亨二年十月伊豆國莚山の北條某卒し

て嗣子か北條の一門に菜原乃田中内膳といふ  
の堀越御所政智卿へ請申て北條の遺跡とかり  
ゆふ長氏五十七歳の時なり氏長莚山に入て四  
年ぬ堀越御所政智卿の政事よりしかり嫡子  
茶々丸御曹子乃ためし弑せられ豆列へ一國大に  
亂れけふを氏長切静めたりしより上津の松下  
三郎左衛門尉江梨の鈴木兵庫助と大見の三  
人衆といふ佐藤四郎兵衛同藤左衛門梅原六郎九  
衛門とありぬもの存す所々より馳集り遂に茶々  
丸を自殺せしめ三浦導寸を滅し三浦を併せ大  
森實頼を討つ小田原を取是より氏長入道早雲の

六月己二編卷二

勢伊豆相摸み振ふといへど、兩上杉も鎌倉の成氏卿と合戦最中ふして是を制する暇ありけれハ氏長入道ありのみ、伊豆葦山と小田原との通路を善く兵糧以下心の及み不ど貯ふるまことを得たりかり

成氏卿鎌倉へ入て公方とありたまひしなり文安四年八月九日ありと南朝紀傳みいハ誤りて實ハ寶徳元年正月永壽王丸父持氏卿の遺跡安堵賜らせられ二月十九日鎌倉大倉淨妙寺御所へ入御ありは八月廿六日上杉安房守憲實鎌倉を出奔し十一月晦日元服ありて從

四位下左馬頭左近衛少將として成氏と名乗るふと補略みえりぞたしかかふ亨徳三年十二月廿七日結城み成朝をく管領上杉右京亮憲忠を誅せられ安房守憲實の子なり成氏卿の意憲實を父持氏の仇として結城成朝の父氏朝を憲實に殺せし故を以て成朝を命し父の仇を復せしなり然るに京都の許かくく管領を戮せしを以て名とかり上杉房顯成氏を殺せんとし成氏勇あり諸將と約し上杉を討まされより鎌倉を出て武列陣下總へ入上杉ハ武列五十子入陣以對陣十四年明應三年正月十八

日五十子陣拂出の時早雲相列子亂入せりなり  
 明應四年早雲小田原より武列へ發向し上杉朝興  
 と品川と戦ひ是は勝りかは宇多川和泉守以下降  
 入りありて荏原郡大町早雲の有とありたり永  
 正元年十月山内の上杉顯定と扇谷の上杉朝良と  
 河越ふ合戦しける隙を伺ひ早雲手立して相列の  
 内愛甲津久井の郡武列の多磨郡の住人まへへ小  
 田原に附從かふとみなりたふは是志ありぬら  
 三嶋大明神の靈夢み合ふちめと知れり然れ  
 とり早雲の常は葦山に住し小田原に時々往來  
 して埴目の仕置を行ひ又諸侍の急りやいさめ

百姓を愛し田の畔道の傍の草をからせ竹藪を見  
 せばこけを養を老人を忍びて其年を問ひその子  
 その孫を尋ね七十八九十と次第し扶持米を  
 與ふ幼稚を父母を聞て若そのの農業を勤る  
 を褒美しけせば早雲の野廻りを待よ海あぶ下り  
 なるもたり

重修真書太閤記十一編卷之二終

重修真書太閤記十一編卷之三

北條早雲入道廿一箇條乃事

并軍法知行割の事

早雲入道の掟廿一箇條あり

第一佛神を信し可申事

第二朝よりいふも早く起へし遅く起ぬれは台

仕人のまて油断して仕とを以私の用や

く形果して主君に足かきらと申へし深く

慎むへし

第三夕ふの五時以前は窺はるべし夜盗か

あらは子丑の刻に入りの形に宵に無用の長  
雑談し子丑の刻に寐入家財を取れ損毛に  
外聞然るへあらは宵に徒に焚きぬる薪も  
火を取置寅の刻に起き手水禮拜をし身の  
行義を取のべ其日の用事妻子家來に申付六  
の時以前に仕出申へ俗語に子に臥寅に起  
よといへ共寅の刻に起て得分あるへ辰巳  
の刻まで臥て主君へ仕奉公もあらは又  
自今の用事をも闕何の謂うあらん日課むを  
しかはべき

第四手水を遣とぬ先は厠より庭門前庭まで見

廻りまの掃除等まへき所を似合の者まひ  
付手水或早く遣ふへ水に有るの形はと  
て多く鶉飼し捨魚り家の内かれへと  
高き聲をひき事又は憚りぬ体も  
聞よく竊に遣ふへ天子踏し地も踏ま  
云とあり

第五拜をまする事身の行ひなり只心を直し和ら  
かよめり正直は憲法ふし上たふを敬ひ下  
たふを憐れ有事をば有と無をば無と有  
のまかふ心あり佛意をかあふと見むたう  
たとひかしと此心持あらし神明の加護あ

多へ祈ると表心ありけむは天道子背き候  
事慎むへ

第六刀衣裳の人並に結構をへと思ふへ  
見苦しくなく心得へ無のやかり求め無  
理に飾る他人の嘲をよなく候

第七出仕の時申及ら或の少き煩らひ  
所用あまて今日に在宿あるへと思ふと  
髪を早く結へむ入けたる体にて人に見ゆ  
ふと慮外す拙き心なり我身はゆづんか  
なるむ台仕人のお其振舞あふなど嗜  
むへ他家の人の尋ね來るともそのむの

廻りての見苦きとなく

第八出仕の時直に御前へ参るへ  
伺公に諸傍輩の体を見繕ひは御目通り  
へ罷出べ左様かけは胸突とあるへ

第九仰出さふとあらは遠に伺公たりとも  
まじ早くあひと御返事申上り候て御前へ参  
り御側へ這寄いふも謹て承るへ  
急ぎ罷出御用代調へ御返事有のまじ申  
上へ私の聞きてかと申へり候但又事  
より此御返事何と申候むと思はる智恵  
あふ人の内儀を申うけて申上へ我とき

となかれと云と何り

第十御目通りふく物語とまどまは人のあたり

み居へるら以傍よ寄へ一況我身雑談虚笑ひ

かど一々の上々の事を申よ及よ以傍輩よも

心ある人の見限るへ一

第十一少一の際あらは物の本文字あるものを

懐よ入常よ人目成忍ひ忍教へ一寐ても覺て

も手あゆまは文字忘る一形り書事よまへ

同

第十二宿老の方々御椽よ伺公の時腰を少々折

る手を以て通るへ一憚あくあへて足や踏あら

一通ると以の外慮外なり諸士いびまも慇懃

みあへておまへへ一

第十三上下万民小對一言半句も空言申べの

ら以仮初ふも虚言をいひ付まは曲よかるも

のなり危る見限らるへ一

第十四歌道か手人無手よい危一きと形り學

ふへ一常よい小と子慎あるへ一一言みても

人の胸中知るものなり

第十五奉公の間み馬を乗あらふへ一下地を

達者よ乗習ひて後手綱はきハ誓古まへ一

第十六善友を求むへ一手習ひ學文の友なり悪

舖を除くへしは基樂基笛尺八の友なり  
是ハ知以と恥みならし習ひさあしくハ有  
ねとル徒ニ光陰を送らんよりハとなり人の  
善惡ニみ友子よるへしと云とあり三人行ハ  
時ハ必我師あり我の善者ヲ擇んで是ニ從ム  
其善らさけりのを改むへし

第十七間あて宿ニ歸らば厩表より裏ニ廻り  
四壁の垣根犬のくぐりは処茂塞ヲあしりへせ  
以へし下女拙手ハ軒伏抜て焚當座のトをま  
かかひ後のトハ知以万事かくの如く有へし  
と深く心得へし

第十八夕みハ六ツ時門をくぐり閑人の出入ニ  
よて明さまへし尤様ニかくて其行末ニか  
まて悪事出来まへしとたり

第十九夕みハ臺所中居火の廻りを見廻りて其  
外類火の用心をくぐり毎度申付へし女房  
ハ高きハ賤ハ尤様の心得かくて家財衣裳を  
取散し油断多クそのなり人を台仕ハハハ万  
事人ニまかり申付へしとくおれりし我と  
手ハのり容体ヲ知後ハ人ニまきし心  
得へしとたり

第廿文武弓馬の道ヲ常ニ記さし及し以文を



尤みし武を右もまふへ古の法かねて備へど  
の有へりさ事

第廿一御分國中道路の大小里路方前明ても暮  
ても忘るへり

以上廿一箇條の早雲いす新九郎氏長とて駿河  
國興國寺に住むひ一時家中衆へ示されし処あり  
とかや其後伊豆國を赤平け韭山を本城とて小田  
原へ時々出張して相列武列のとてはむすむひけ  
る時小田原領へ書て渡さしむ又この廿一箇條  
なり

第十五條も馬戎乗み下地を達者よのり習ひて

のち手綱を習ふへしとて武士の馬藝を  
へし九郎判官の一と心二と手綱と教へむひ必  
竟心をはりて騎のなりと論せしむる實に上  
古より弓馬と並ひ稱せし騎法なり早雲入道六  
十一とて明應元年五月十四日洛東岡崎なる  
大坪菴主式部坊慶秀八十四歳没故たり  
はまは都鄙よこの大坪菴主の手綱の傳を信し  
て尊崇するもの多かりしを以て入道かやうふ  
家中を戒られしなるへし  
又早雲入道は在地の人別を五つに割て十歳より  
十五歳まを矢竹の役とて十六歳より廿歳まで

を伏弓の存候と一廿一歳より廿歳まで杖打の  
 役と一廿一歳より四十歳まで馬の役と一四十  
 一歳より六十歳まで身の存候役と名付て仕  
 一なり又侍をば拾貫より拾五貫廿貫廿五貫まで  
 を組子と一三十貫より百貫まで次組頭と一百三  
 十貫より以上を物主とも物頭とも云一なり物主  
 の上子侍大将あり侍大将ハ十人と定めて海上組  
 上手組下手組中手組と四の分今付豆列房列の先  
 手ハ海上組なり我色子續きて上手組中手組下手  
 組と總軍おし出以時もあり相列武列ハハ中手組  
 を先手と一上手組下手組と後陣も續く時もあり

又ハ下手組や先鋒と一海上組中手組と押時もあり  
 又とかややうみ四組も分たせとも年番を立て  
 今年海上組の侍大将かれハ次の年ハ上手組その  
 次の年ハ中手組その次の年ハ下手組その次乃年  
 末より海上組へりどる形ありあはハ分國中の諸侍  
 と侍大将と見知ぬ人のおきためせしととなりと  
 そ是早雲入道の軍法ありかくて五十七歳伊豆國  
 菰山乃一城より興又六十一歳の時ハ伊豆全國を  
 平均一永正十六年まで廿五六年乃間も此軍法を  
 以て相摸國を并せ武列四分一切従へ玉ひしなり  
 その年八月十五日八十八歳まで逝去ありけれハ

箱根の湯本に葬送し法名早雲院殿天竺瑞公大居士といふ即今の金湯山早雲寺の地なり天正十一年六月廿四日勅願所たるべき旨勅書を下すは又此は北條家五代百餘年乃間關東兵馬の權を專しせしと知へべきなり

關東公方家由來の事

并北條家武備乃事

關東八箇國の外に伊豆陸奥出羽越後佐渡甲斐信濃七箇國を合せて十五箇國の元帥と仰ぎ奉り鎌倉公方從三位左兵衛督持氏卿永享十一年二月十日鎌倉永安寺に於て御自害ありけり後基氏氏

満満兼持氏卿と四代公方の跡たとして只管領上杉安房守憲實の沙汰とあり武田小笠原小田佐竹伊達千葉南部宇都宮の貴族といへとも其指揮に違ふものありけり寶徳元年の春持氏卿の末子永壽王丸父御所の遺跡を安堵ありて鎌倉乃御所小還御あり奉り元服の後從三位左兵衛督成氏と名乗るひしかりいひし憲春の權勢も衰へ結句ハ父卿の仇と思ひ氣色ふつれきと申か以輩も有けるみより憲實鎌倉を出奔したる其後ハ自然と上杉の威嚴もさへありて遂に管領右京亮憲忠ハ結城成朝家人のため謀せら敷この

時成氏卿十九歳成朝十三歳憲忠廿二歳いびきも  
若き人のとなり深き慮のあふも何んは是も追  
從き侍人乃業と知せり然とら管領を私に誅し  
玉ふと懸しからんとして京都將軍の御氣色も違ひ  
玉ひしかり上杉一族時を得て鎌倉を襲ふよ聞  
えりかは成氏卿悪しその儀あり途中に打出て  
蹴散せよとして武藏國に打出玉ひ立河原府中  
の合戦に打勝ちひし知り京都より上杉兵部大  
輔房顯同民部大輔定昌も成氏討てまひらせよと  
仰下せしをたうこの房顯といひ今年廿一歳安房  
守憲實の二男もて右京亮憲忠の同母弟也は世

み山内の上杉といひ定昌に相摸守房定の長男か  
又是を扇谷の上杉といひ成氏卿の年若きとら  
心剛に武勇世に絶れたまはせしも驥もたまは  
其義からはあつ両上杉を切崩しそのち運を天  
み任せて軍せよやとて成氏卿もび武列へ打  
り出たまひ岡部原羽継原分倍河原所々子戦ひ給  
ひけふもより両上杉に武藏國児玉郡五十子に陣  
を取る成氏卿に下總國葛飾郡古河の下河邊の城  
も入たまひ是鎌倉公方と両上杉と合戦の始あり  
然るに關東麻の如く亂れ千葉小山結城里見小田  
佐竹宇都宮等の歴々昨日の上杉も從て古河の御

所を改<sup>あらた</sup>今日<sup>こんにち</sup>の古河御所の御教書<sup>ごきょうしょ</sup>よ就<sup>つ</sup>て忽<sup>たちまち</sup>に上杉  
 を破<sup>やぶ</sup>るかくてハ關東の平均何<sup>へいぐんなん</sup>の日<sup>ひ</sup>よりあまへさ  
 去<sup>さ</sup>ハ將軍の御名代<sup>ごなしろ</sup>下<sup>くだ</sup>せ給<sup>たま</sup>へしとく澁川<sup>しぶがわ</sup>左衛門  
 佐<sup>すけ</sup>を武藏の國司<sup>くにすけ</sup>とあし足立郡<sup>あだちぐん</sup>蔽<sup>おほ</sup>み下<sup>くだ</sup>したまへとゆ  
 成<sup>なり</sup>氏<sup>うぢ</sup>卿<sup>けい</sup>の威勢<sup>いせい</sup>ハ箇國<sup>くわこく</sup>を靡<sup>な</sup>けふみより重ねて將  
 軍<sup>しゆん</sup>の舎弟<sup>しやてい</sup>おろけふ左馬頭<sup>さばとう</sup>政智<sup>せいち</sup>朝臣<sup>あそん</sup>を下<sup>くだ</sup>はさし  
 とゆ鎌倉<sup>かまくら</sup>へハ入<sup>い</sup>とを得<sup>え</sup>たまはく伊豆國<sup>いずみくに</sup>北條<sup>きたじょう</sup>に滞<sup>た</sup>  
 留<sup>とど</sup>あり堀越<sup>ほりごし</sup>殿<sup>どの</sup>といふ是<sup>こゝ</sup>ありかくて年<sup>とし</sup>を經<sup>へ</sup>る内<sup>うち</sup>に  
 山内<sup>やまうち</sup>の上杉<sup>のうさぎ</sup>房顯<sup>ふさのあき</sup>五十子<sup>いそこ</sup>の陣中<sup>じんちゆう</sup>に病<sup>びやう</sup>死<sup>し</sup>し扇谷<sup>せんがや</sup>の上  
 定昌<sup>さだまさ</sup>を戦<sup>いくさ</sup>死<sup>し</sup>し房顯<sup>ふさのあき</sup>の跡<sup>あと</sup>目<sup>め</sup>ある顯定<sup>あきさだ</sup>といふ十三  
 歳<sup>さい</sup>成<sup>なり</sup>氏<sup>うぢ</sup>卿<sup>けい</sup>ハとや三十二<sup>さんじふに</sup>歳<sup>さい</sup>氣力<sup>きりから</sup>共<sup>とも</sup>に壯大<sup>さうだい</sup>かたはハ西

上杉多勢<sup>たせい</sup>かたはとゆ是<sup>こゝ</sup>に敵<sup>てき</sup>をたふし能<sup>あた</sup>らぬその内<sup>うち</sup>に  
 兩上杉<sup>りやうさぎ</sup>の家政<sup>けさう</sup>亂<sup>らん</sup>れて内亂<sup>ないらん</sup>を生<sup>な</sup>し堀越<sup>ほりごし</sup>殿<sup>どの</sup>に政事<sup>せいじ</sup>正<sup>ただ</sup>  
 からん遂<sup>つひ</sup>にその嫡男<sup>ちやくなん</sup>茶々丸<sup>ちやちやまる</sup>の為<sup>ため</sup>に横死<sup>よこし</sup>しむふみ  
 より北條<sup>きたじょう</sup>早雲<sup>さううん</sup>伊豆國<sup>いずみくに</sup>を切平<sup>きりへい</sup>くたふ至<sup>いた</sup>る何<sup>なに</sup>とて  
 成<sup>なり</sup>氏<sup>うぢ</sup>卿<sup>けい</sup>を征<sup>せい</sup>たまふとを得<sup>え</sup>たまはく是<sup>こゝ</sup>より兩上杉<sup>りやうさぎ</sup>ハ東  
 へ古河<sup>ふるがわ</sup>の強敵<sup>きやうてき</sup>をうけ西<sup>にし</sup>に北條<sup>きたじょう</sup>の老将<sup>らうじやう</sup>と戦<sup>いくさ</sup>ふ其間<sup>そのま</sup>  
 に武田<sup>ぶたに</sup>信玄<sup>のぶげん</sup>上杉<sup>のうさぎ</sup>の領<sup>りやう</sup>たる上野<sup>かみの</sup>を伺<sup>うかが</sup>ひ里見<sup>さとみ</sup>義堯<sup>よしかん</sup>二  
 總<sup>すべ</sup>をせむ五十子<sup>いそこ</sup>乃<sup>すなは</sup>陣中<sup>じんちゆう</sup>にいひしる小潰<sup>こつぶ</sup>成<sup>なり</sup>氏<sup>うぢ</sup>卿<sup>けい</sup>ハ薨<sup>こう</sup>  
 したまひしその敵<sup>てき</sup>子左馬頭<sup>しよばとう</sup>政氏<sup>せいし</sup>朝臣<sup>あそん</sup>早雲<sup>さううん</sup>及<sup>およ</sup>び氏綱<sup>しなう</sup>  
 と時<sup>とき</sup>を同<sup>おな</sup>しくしむひとたか政氏<sup>せいし</sup>朝臣<sup>あそん</sup>の敵<sup>てき</sup>子左馬  
 頭<sup>とう</sup>晴氏<sup>はるし</sup>朝臣<sup>あそん</sup>氏綱<sup>しなう</sup>の塔<sup>たか</sup>とありたまはく小<sup>こ</sup>氏<sup>し</sup>康<sup>かう</sup>の為<sup>ため</sup>にハ

妹婿ふれの小田原と古河御所と殊に親しき中と  
ありまふ然るも氏康の太刀風關東に盛にあり古  
河の御所ハ日々衰へけりより晴氏朝臣を  
そのかゝ申すの出來て古河と小田原と終に胡越  
の隔を生し晴氏朝臣を隱居しむひて關宿に移り  
左馬頭義氏朝臣ハ鎌倉葛西谷に住むひか直  
に關宿に徙移ありかくても猶氏康を惡しと思ふ  
ゆの集りて晴氏朝臣に淺々謀成勸むるゆの  
あるを以て氏康大に怒り晴氏朝臣の弟二人及び  
其の母宇都宮成綱の女を伊豆の嶋に移しけるも  
より晴氏朝臣關宿に自殺しむる越後國の上杉輝

虎この事伐關東へ打出氏康を讓しハ氏康も  
せんやかく好く隱居して理申せしより輝虎も亦  
云をかく引返しけるとなり氏康隱居しは是とも  
關東の大小事をへし是を取行ひし好くは是は氏  
康の時よりなり伊豆相模駿河半國武藏上野半國  
下野半國下總上總半國全く北條の有と好く安房  
の里見ハ近親と好く關宿の御所とハ親しき叔父  
甥なり小田原を根城として山中蘆山に援あり又  
箱根の嶮岨日本第一の要害なり其上に敵ハ上方  
より東海道を下るへし東山道を押來らハ碓井嶺  
に防くへしと心猛くおのひしり理かき非るか

重修真書太閣記十一編卷之三終

